

議案第 1 1 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市市税条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第        号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和 5 1 年宇治市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条本文中「7 0 円」を「1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 2 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 0 日に納期限が到来する特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人の市民税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

市税に係る督促手数料について、所要の改正を行うものであります。